

# 幼保子育て特区

都道府県名：

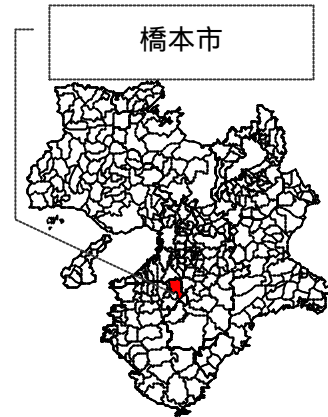
和歌山県

申請主体名：

橋本市

区域の範囲：

橋本市の区域の一部（あやの台ニュータウン地区）



特区の概要：

平成17年4月開園をめざしニュータウン地域に社会福祉法人・学校法人による幼保一体化施設を「幼稚園と保育所の施設の共有化等に関する指針(平成10年3月10日文初幼第476号・児発第130号)」に基づき新設準備を行っている。この施設では幼稚園と保育所の両長所を生かしながら、幼児を区別することなく合同活動事業・合同保育事業を行うものである。また、子育て支援拠点施設として機能させることで地域の交流が図られる。

適用される規制  
の特例措置：

・幼稚園児と保育園児の合同活動

